

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを企業行動の最重要課題と位置付けており、企業経営に関する監督機能を充実させ、コンプライアンス遵守の経営を徹底することが、企業価値の継続的な増大につながり、株主を始めとするステークホルダーに対する責任を誠実に果たすものと認識しております。

そのために、企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上の観点からコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ロート製薬株式会社	1,759,510	12.50
東邦ホールディングス株式会社	1,413,000	10.04
国分グループ本社株式会社	1,000,000	7.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	567,108	4.03
株式会社ツムラ	538,832	3.82
第一三共ヘルスケア株式会社	510,206	3.62
武田薬品工業株式会社	500,000	3.55
久光製薬株式会社	438,058	3.11
松井 秀夫	360,072	2.55
株式会社明治	309,561	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
川上 眞吾	他の会社の出身者												△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川上 眞吾		—	当社と同業態における経営者としての豊富な経験をもとに、的確なご提案やご指摘をいただく為であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

弊社では太陽有限責任監査法人を会計監査人として委嘱しております。弊社監査役は、同法人とは毎決算期および四半期決算期に緊密に連絡をとり、監査体制、監査計画、監査実施状況等について協議を行う他、随時意見交換を行う等により、連携に遺漏無いように行う所存です。

業務監査班は、当社及びグループ各社の業務全般を定期的に実地監査するほか、経費支出面から帳票等を書面監査し、監査結果を評価して社長、取締役会及び監査役に報告しております。
指摘事項については、取締役が関係部署に対し改善等の必要な対応を指示しております。

監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行の監査を実施しております。
また、業務監査班とはミーティングによる意見交換や実地監査に同行する等、相互に連携をとっております。
なお、監査役、業務監査班及び会計監査人は適宜打ち合わせを行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田中 安	他の会社の出身者														○
白石 篤司	弁護士														○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 安		—	流通業における経験と幅広い見識を有しており、その見識を当社の監査に反映していただくため、選任しております。
白石 篤司	○	企業行動規範第15条に該当する独立役員。一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役です。	弁護士として高い専門性と知識を有しており、当社とは顧問契約はしておりません。従って独立役員制度の趣旨である「利益相反が生じやすい局面における一般株主保護の観点から、経営陣から独立した者の存在が必要」に最も適格であると判断をしております。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では特に必要性が無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の取締役報酬は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の業務執行上の情報収集や関係部署への連絡等については、統括管理本部がサポートし、相互に連携する体制をとっております。社外監査役の業務執行上の情報収集や関係部署への連絡等についても、統括管理本部がサポートし、相互に連携する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定機関及び取締役の業務執行状況の監督機関として、取締役と監査役が出席して原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。

また、当社グループでは、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、経営のスピード化と効率化を図ることを目的に執行役員制度を設けるとともに、グループの経営戦略の共有化を図る会議体として、グループ各社の幹部を含む全幹部が出席する毎週1回の幹部会議及び毎月1回の経営会議を開催し、経営方針の確認、各部門の業務執行状況の把握、個別の問題点に関する協議等を行っております。

さらに、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役です。監査役会は毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。

また、監査役は取締役会並びに幹部会議及び経営会議に出席し、取締役の経営上の意思決定や業務執行の適法性や妥当性を監督しております。

なお、取締役会及び監査役会を補佐し、またグループ各社の業務を管理・監督する機関として、グループ内に経営企画室と業務監査班(現在1名)を設置し、グループとしてのコーポレートガバナンスの充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督機能の強化及び透明性の向上を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。加えて、内部監査部

門の充実、社外取締役・監査役・内部監査部門・会計監査人との間の連携、コンプライアンス委員会の設置等により、多面的な内部統制システムの構築にグループ全体として取り組んでおります。こうした取り組みにより、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っておりますので、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	弊社ホームページへの招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び主要株主様に対し、決算期及び第2四半期に延3回の定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務ハイライト等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者 代表取締役副社長 松井秀正	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全社員から徴求する「宣誓書」に「行動規範」を言及し、同「行動規範」に、「ステークホルダーの立場の尊重」について明記しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、法令や定款・諸規程の遵守及び企業倫理に基づく行動が企業活動に不可欠と考えており、これらを織り込んだ経営理念と倫理規程に関する定めとして、「行動規範」を制定しております。

従業員がこの「行動規範」を適切に理解したうえで、日常の業務で実践することが、経営の健全性及び透明性並びに業務の適正性及び効率性を確保するとともに、経営上のリスクを管理するために必要との認識の下に、下記の機関を設置し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・運用を行っております。

また、経営上の様々なリスクに適切に対応するために、社内諸規程やマニュアルを作成し、必要に応じて研修を実施するなどして従業員に対し周知徹底を図っております。

イ)内部統制委員会

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・運用の状況を管理する機関として、定期的に内部統制の実施状況を確認し、問題点については関係部署への指導を行うなどして内部統制の有効性の確保に努めております。

ロ)コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守を徹底するための統轄部署として、「行動規範」に係るガイドラインの作成・管理や従業員に対し周知徹底を図るための定期的な研修等を行っております。

また、社内通報の窓口になっており、リスクの早期発見と迅速な対応を図っております。

ハ)業務監査班

組織上業務執行ラインから独立しており、監査役の指導の下で業務監査を所管し、業務の執行状況を適正性と効率性の状況から評価し、法令や諸規程の遵守と経営効率の向上を図っております。

監査で検出された問題点については、監査役と協議のうえ、改善等の必要な対応をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては、そもそも一切の接点を持たないことを基本姿勢とし、経営活動への関与についてはいかなる局面においても完全に排除することを基本的な考え方としております。その考え方を表すものとして、社是としての「大木の精神」において「われらは常に社会への役立ちを考え」るべきことを標榜し、その反射効果として、当社社員は反社会的勢力とは反対の極に立っております。このような基本方針に基づき、当社は反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため次項に述べるような諸整備を行い対応しております。

整備状況

(イ)倫理規定等の整備状況

1 行動規範の制定

2 全社員研修会での「企業として、個人としての反社会的勢力排除に向けた基本姿勢」の確認

(ロ)社内体制の整備状況

1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

統括管理本部 責任者 統括管理本部長

2 外部の専門機関との連携状況

大塚警察署及び大塚地区特暴連の定期的な会合への出席

大塚警察署担当部署との個別・定期的な情報交換

3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

大塚地区特暴連からの定期的な情報及び会報の通知

・会報、特暴連ニュースの発行

・ポスター、カレンダー等の発行

・不当要求排除ビデオ・DVDの配布

4 対応マニュアルの整備状況

特暴連発行マニュアルを備置

5 研修活動の実施状況

特暴連研修会への定期的な参加

・定例研修会(年2回)

・特殊暴力排除実務者研修会(年1回)

6 その他

特暴連配布の特暴連加盟企業之証及び会員企業の総意として特殊暴力との決別を宣言した宣言文の社内掲示により、特暴連会員であることを社内外にアピールし、特殊暴力との関与を未然に防いでおります

* 特暴連((社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)とは企業をターゲットにしたおどし、たかり、ゆすり等の不当要求(特殊暴力)に対処するために生まれた企業を会員とする社団法人であり、警視庁や地元の警察署と連携しながら、会員企業に対して特殊暴力の追放、被害防止の活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

